

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月18日

佐賀県知事 古 川 康

- | | | |
|---|-------------|-----------------------|
| 1 | 処分をした年月日 | 平成21年8月18日 |
| 2 | 処分を受けた者の商号 | 有限会社相良建築 |
| 3 | 主たる営業所の所在地 | 佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1378番地 |
| 4 | 代表者の氏名 | 相良 吉廣 |
| 5 | 当該建設業者の許可番号 | 佐賀県知事許可（般 - 19）第9849号 |
| 6 | 処分の内容 | 建設業法第28条第3項に基づく営業停止 |

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注1）「建築工事業に関する営業」とは、発注者から直接建築一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が建築一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

（注2）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者であるもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成21年8月25日から平成21年8月31日までの7日間

7 処分の原因となった事実

有限会社相良建築は、建設業法第16条第2号の規定に違反して、特定建設

業の許可を受けていないにもかかわらず、民間発注の建築工事において、下請代金の総額が同法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。